

双葉町個別施設計画
(スポーツ・レクリエーション系施設編)



令和 7 年 3 月

双葉町

目次

I 背景・目的	3
1. 背景・目的	3
2. 対象施設	4
II 施設ごとの現状・課題と管理方針	5
1. 施設共通の現状・課題と管理方針	5
2. 施設ごとの現状・課題と管理方針	6
III 今後の対応方針と本計画の実現に向けて	7

I 背景・目的

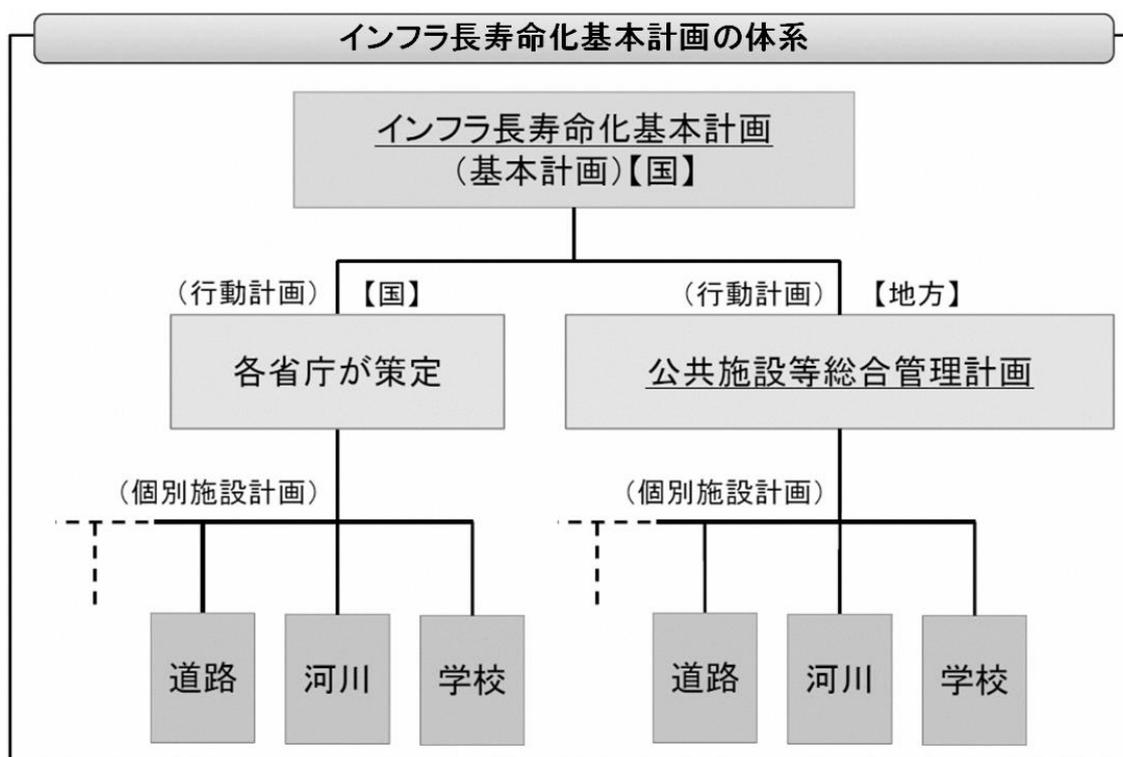
1. 背景・目的

双葉町（以下、本町）は、小学校や役場庁舎等の公共建築物及び道路・橋梁・下水道等のインフラ資産の整備により、町民の生活・経済活動の基盤を形成してきました。しかし、平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本町は全域にわたり甚大な被害を受け、避難指示の対象となりました。その後、「双葉町復興まちづくり計画」を指針として“町民一人一人の復興”と“町の復興”を目指して各事業を推進してきたところ、令和 4（2022）年 8 月に特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除されました。

全国で避難生活を続けてきた町民が本町に順次帰還するに伴い、復興まちづくりもより一層加速させる必要があるなかで、公共施設等のハードに関する取組は非常に重要な意味を持ちます。また、国においても「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各地方自治体に対し公共施設等を計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

このような状況を踏まえ、限られた町内の資源（ヒト・マチ（ハード）・カネ）を工夫しながら活用し、長期的な視点から持続可能な町の経営を目指すために、本町の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示す「双葉町公共施設等総合管理計画（令和 6 年 3 月、以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

また、総合管理計画に基づいて個別の施設を具体的に維持管理するための実行計画として、個別施設計画を策定します。個別施設計画は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ作成する、施設ごとのメンテナンスサイクルの核となる計画であり、本町では個別施設計画に基づき計画的に公共施設の維持管理を推進します。



出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定要請」（平成 26 年 4 月）

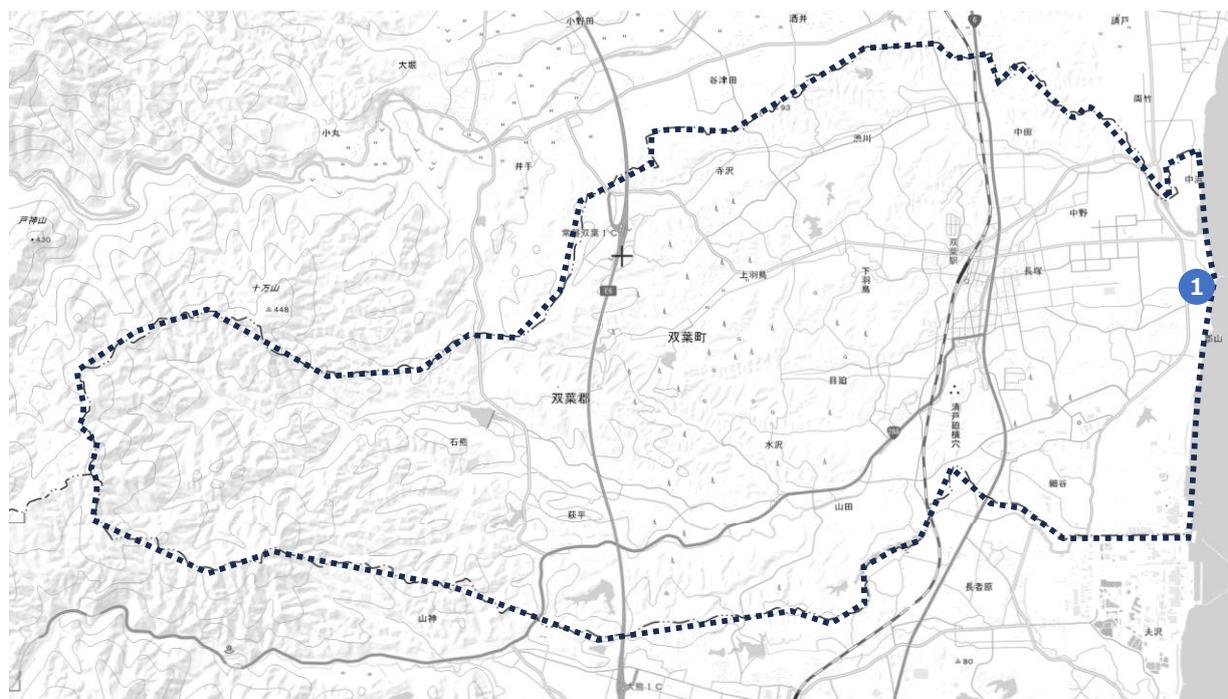
2. 対象施設

本計画の対象施設は【施設分類ごとの個別施設計画対象施設一覧】の通り、合計で1施設、延床面積462.8㎡です。

【施設分類ごとの個別施設計画対象施設一覧】

施設分類		所管課	No.	施設名称	施設数	延床面積
大分類	中分類					
スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	復興推進課	①	双葉町海の家	1	462.8㎡
計					1	462.8㎡

出典：双葉町固定資産台帳



出典：国土地理院地図

Ⅱ 施設ごとの現状・課題と管理方針

1. 施設共通の現状・課題と管理方針

(1) 現状・課題

- 双葉町海の家は、震災前は海水浴場のアクティビティ環境を支えていましたが、令和 7 年 2 月末時点で帰還困難区域及び中間貯蔵施設区域内に所在しており長期間利用されていません。
- 屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備の全てが、地震・津波により破損しており、安全上、機能上の問題があります。

(2) 管理に関する基本的な方針

- 双葉町海の家は、帰還困難区域及び中間貯蔵施設区域内に所在しているため、現状ではアーカイブ施設としての整備等を行いません。施設の状態や区域指定の変更など状況に応じ、継続的にあり方について検討します。

2. 施設ごとの現状・課題と管理方針

(1) 双葉町海の家

I. 基礎情報												
大分類	スポーツ・レクリエーション系施設				中分類	レクリエーション施設・観光施設						
施設概要	町民の厚生、文化、地方自治の振興を図り町政の発展に寄与するために設置。海水浴場やキャンプ場利用者の休憩所等として使用されていました。											
所管部署	復興推進課											
所在地	双葉町大字郡山字北磯坂 100 番地の 2											
II. 土地情報												
敷地面積	1585.9 m ²				帰還困難区域	該当						
用途地域等	なし				所有区分	一部借地						
III. 建物情報												
棟名称	建築年度			延床面積		主体構造		避難所指定等				
双葉町海の家	1986 年度			462.8 m ²		RC 造		-				
IV. 運営情報												
運営方法	直営			利用可能日	帰還困難区域に指定されており、利用不可							
				開館時間	なし							
V. 現状と課題及び管理方針												
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 2 月末時点で帰還困難区域に所在しており、長期間利用されていません。 屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備の全てが、地震・津波により破損しており、安全上、機能上の問題があります。 											
管理方針	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域が帰還困難区域に指定されており、今後の施設の利用予定はありません。 帰還困難区域及び中間貯蔵施設区域内に所在しているため、現状ではアーカイブ施設等としての整備予定はありませんが、施設の状態や区域指定の変更等、状況の変化に応じ、継続的に施設のあり方について検討します。 											
VI. 対策内容と実施時期												
対策内容	事業費（税込）										単位：千円	
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	10年合計	30年合計
対策内容	帰還困難区域のため、費用計上なし											
改修・更新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建物部位・設備更新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
維持管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
解体・除却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 今後の対応方針と本計画の実現に向けて

今後の対応方針や本計画の実現に向けた方針等の本町における共通の考え方については、個別施設計画基本共通編に掲載しており、この方針に基づく適切な公共施設マネジメントを実施します。